

Financing Innovation in the Global Arena : The Law Applicable to Security Interests in Intellectual Property Rights

鄭, 苑瓊

<https://hdl.handle.net/2324/1398308>

出版情報 : 九州大学, 2013, 博士 (法学), 課程博士
バージョン :
権利関係 : やむを得ない事由により本文ファイル非公開 (3)



氏名・(本籍・国籍)	チェン ワン チョン 鄭 苑 瓊 (中国 (台湾))
学 位 の 種 類	博士 (法学)
学 位 記 番 号	法博甲第114号
学位授与の日付	平成25年9月24日
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当 法学府 国際関係法学専攻
学 位 論 文 題 目	Financing Innovation in the Global Arena: The Law Applicable to Security Interests in Intellectual Property Rights (知的財産ファイナンスと国際私法)
論 文 調 査 委 員	(主 査) 教 授 河 野 俊 行 (副 査) 教 授 寺 本 振 透 准教授 Steven Van Uytsel

論 文 内 容 の 要 旨

In today's information and technology driven economies, intellectual property rights (hereafter "IPRs" or "IP") have become a crucial asset component for many potential borrowers who have been engaging in innovative activities. Without a sound and feasible financial scheme, it would be difficult, if not impossible, to "promote the progress of science and useful arts" in any society. As a result, this research would like to study the possibility of utilizing IPRs as collaterals in crosser-border secured transactions, while focusing particularly on the issue of conflict-of-laws in the international context.

As of today, not only is it true that national laws rarely address security rights in IPRs, but also nearly no provisions are provided on the international level to determine the law applicable to such kind of security interests. On the other hand, the tension between the protecting state (*i.e.* the underpinning *lex loci protectionis* principal of traditional IPR jurisprudence) and the efficiency goal of secured transaction law has started to be recognized. Hence, initiatives of academic debates were stimulated in the past years, whilst the UN Commission for International Trade Law (UNCITRAL)'s legislative endeavor is finally ready in 2010.

This project would like to take a comparative approach to observe and analyze the theory and practice of how a security interest in IPR can be created in various jurisdictions in the world. The United States, Japan, Canada, UK (to some extent the European Union as well), Taiwan and China will be the main concentration in consideration of their impact on the global economy. The UNCITRAL Legislative Guide on Secured Transaction and its IP Supplement will also be examined and carefully revised, as a final recommendation and proposal from this thesis

論文審査の結果の要旨

イノベーションに関わる企業や個人にとって、ITに突き動かされる今日の経済においては、知財権がファイナンスの重要な財産の一部を構成するようになった。如何なる社会においても、健全で現実に利用可能な金融スキームがなくては科学やアートの発展を促進することは難しい。かかる状況下において、知財担保や休眠知財の活用が政策レベルでは行われてきたが、制度のあり方、とりわけ国際的展開を見せる局面における制度のあり方について学術的検討はほとんど行われてこなかったように思われる。本論文は、知財権担保に関する抵触法を素材としてこの問題を分析検討する。

全5章からなる本論文の第一章は、国連商取引委員会(UNCITRAL)が2001年にその第六ワーキンググループ（以下第6WG）に対して諮問した「効率的な動産担保法制度」の検討とその背景を扱う。第6WGは、知財の特殊性から知財を検討対象から外す予定であったところ、2007年に政策を転換して、知財に特化した文書の検討を開始した。知財権担保は、新たなファイナンスの手法が常に開発され、また知財評価など技術的に複雑な問題が付随するため、UNCITRALは、知財権担保に関する問題を包括的に扱うのではなく、（1）成立、（2）第三者効、（3）優先順位、（4）担保実行の4つに分け、準拠法を決定する手法によることにした。知財担保に関する抵触法の考え方には、保護国法主義と担保提供者住所地法主義が対立している。本論文はそのプラス面マイナス面を整理した上で、UNCITRALが2010年に採択した勧告248を分析するためには、各国の法が異なる現状を明らかにする必要があることを主張する。さらに本論文は、アメリカ法律協会、法の透明化プロジェクト、知財と国際私法に関するヨーロッパ・マックスプランク・グループ（CLIP）の諸提案を比較検討する。

第二章は、前章を受けて実質法の比較分析（米、英、日、中、台）を行う。まず前述の4つの問題のうち、担保の効力の要は第三者効であるとして登録に焦点を当て、登録簿には様々な制度設計がありうることを明らかにする。たとえば米国では、著作権、特許、商標、そして各州の統一商事法典上の登録簿があり、保有する知財権如何では、これら4種類すべての登録が必要になる。あるいは英国では著作権に特別の登録簿は無く、この場合会社登記を用いるしかないが、これは営利法人しか利用できず、自然人が著作権を担保に供したくても制度がないままになっている。また特定の知財権担保に特化した登録簿をもつ国ともたない国がある。このように登録制度が区々であるのに加えて、各国の知財法、物権法、担保法・保証法、契約法、国際私法等も異なるため、本論文はその異同を丹念に整理し、比較法研究の成果の鳥瞰図を作成している。

第三章は、登録とその機能をめぐる問題を経済分析する。登録には知財権登録簿による権利付与機能とUCC9条にみられる公示機能があるが、情報の観点から区分すると、前者は権利自体に焦点を当てたインデックスであるのに対し、後者は債務者に焦点を当てているといえる。登録をこのように分類した上で、本論文は知財の特性を検討する。その最たるものが、ある著作物から二次的著作物が生み出される、といった権利のダイナミックな特性である。第二に、権利単体ではなく、多くの権利の、いわばライブラリーともいうべき、権利の複数性が多くの場合重要であるという特性である。これは異なる知財の集合体であることもあれば、一つの映画作品が多くの著作物から構成されているように同種多数であることもある。第三に、将来生み出される権利が問題になりうるという特性である。第四に、回路配置利用権のような新たな権利が随時生み出されてきたという特性である。

さらに本論文は、知財権を動産、不動産と比較し、知財権は占有より登録に依拠すること、知財権登録は対人インデックスではなく権利のインデックスであること、（知財権によって保護される）知財そのものは公共財としての性質をもつこと、といった点で不動産に類似するが、他方、複数の

登録簿があること、権利の属地性とファイナンスやテクノロジーの可動性の間の緊張関係の存在、多数のライセンスによる権利関係の広がりといった点を、不動産との相違点として挙げる。

次いで、本論文は、知財権担保分析に適用可能な経済理論、特にシグナリング効果、すなわち担保は借主が自らの今後について示唆し、それがコストに値するかどうかを示唆するシグナルであるとする考え方に着目する。もっとも貸し手または借り手が繰り返し同様の取引を行うかどうかは明らかではなく、かかる効果が得られるかどうかは批判の余地はある。しかし情報としての財産権、という発想に注目すべきものがあるとする。その上で、本来インデックスシステムとしての登録簿と担保取引モデルを経済的に分析すべきところ、従来の議論は担保取引の制度的価値の証明のみに注力してきたのではないか、インデックスは差異をもたらさないという仮定を置いていたのではないか、また多くのプレーヤーが関係する点も看過されてきたのではないか、と指摘する。そして如何に担保が情報として一般に提供されるかという仕方が重要であり、とくに知財権についてはそれが妥当するという。

第四章において筆者は、対第三者効に関する抵触法ルールを検討する。まず2008年のUNCITRAL 第13回セッションから2010年の第17回セッションの会議文書を渉猟し、その間に提案された20以上の提案を詳細に検討する。さらにCLIPの提唱する3:801条、同802条を比較検討した上で、保護国法主義、担保提供者住所地法主義、折衷主義の積極面と消極面を比較検討する。次いで、米、日、中、台、豪におけるこの問題に関する抵触法の状況を比較した上で、第五章において、UNCITRALの採択した案でも、またCLIP案でもなく、保護国法主義と担保提供者住所地法主義を登録簿のあり方如何に応じて使い分ける手法を提唱する。

本論文は、国際機関の大量の作業文書を駆使するのみならず、実質法及び国際私法の双方において堅実な比較法的分析を行い、それに経済的分析によって切り込むという方法論的な独自性において群を抜いている。知財権担保に関する国際私法問題は、世界的にみても若干の論稿が散見されるに過ぎない状況であるが、かかる状況下において、本論文は登録簿の性質に応じて国際私法のあり方を考えるという新たな提唱も行っており、学界に対する貢献度も極めて高いものがある。経済分析やネットワーク分析による更なる切り込みの余地があると思われるものの、博士（法学）の学位を授与するにふさわしい論文として十分な独自性と水準を獲得した作品である、と評価する。